

新型コロナウイルス感染症に伴う

相模原市立小学校及び中学校の臨時休業について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定により相模原市立小学校及び中学校の全部を臨時に休業します。

1 休業期間

令和2年3月2日(月)から令和2年3月25日(水)まで

2 対象学校数及び児童生徒数(令和元年5月1日現在)

(1) 108校(小学校72校、中学校36校)

(2) 51,859人(児童35,255人、生徒16,604人)

3 その他

休業措置に伴い市長事務部局と連携し放課後児童クラブなどの受け皿の確保について、対応してまいります。

問合せ先

休業措置に関すること

学校保健課

直通電話 042-851-3106

担当：原田、峰岸

教育課程等に関すること

学校教育課

直通電話 042-769-8284

担当：篠原

子どもの受け皿に関すること

こども・若者政策課

直通電話 042-769-8315

担当：榎本